

東京家政学院大学紀要投稿内規

東京家政学院大学（以下「本学」という。）の紀要投稿については、この内規の定めるところによる。

1. 投稿資格

- (1) 第1執筆者は、本学の職員とする。本学の職員とは、名誉教授、客員教授、元職員を含む。
- (2) その他、紀要編集部会（以下「部会」という。）で認められた者とする。

なお、部会が必要と認めた場合、共同執筆者に関する書類を提出させることがある。

2. 投稿論文の配列

- (1) 投稿論文は、配列基準表に準ずる。

3. 投稿論文

- (1) 投稿論文は、投稿者自身のオリジナルな学術研究に基づく未発表のものとする。
- (2) 各号への投稿は、一人1編を原則とする。但し、共著論文の第2執筆者以降の場合は、この限りではない。
- (3) 論文の種類は、「総説」、「原著論文」、「研究ノート」、「調査報告」、「資料」等とする。
 - ①「総説」とはある主題に関する研究・調査論文を総括、解説、評論したもの、及びある学術・教育分野の総括的現状調査等。
 - ②「原著論文」とはオリジナルな学術研究成果をまとめたもの。
 - ③「研究ノート」とはオリジナルな学術研究の中間報告又は覚書、及び新しい研究方法について記述したもの。
 - ④「調査報告」とは新事実発見のため、又はすでに確立されている理論の検証や修正ならびに事柄の明確化のために行われる調査・試験などの報告。翻訳・解釈・書評等もここに含める。
 - ⑤「資料」とは調査等のもとになる材料(調査・統計・実験などの結果も含む)で研究の資料として役立つもの。史料研究等もここに含める。
- (4) 論文の使用言語は、日本語、外国語いずれでも可とする。外国語で提出する場合は、提出前にネイティブチェックを受けること。
- (5) 論文原稿はMicrosoft Wordで作成し、印字原稿1部と記憶媒体中に記録した論文データ及びそのPDFデータを提出する。なお、印字原稿を正とし、データを副とする。手書原稿は認めない。
- (6) 印字原稿、記憶媒体は、紀要完成後、投稿者に返却する。
- (7) その他、投稿原稿の執筆などに関する事項については、別に定める。

4. 投稿の手続き

- (1) 投稿希望者は、原稿とともに掲載を希望する分野と論文の種類等の所定事項を「投稿原稿提出書」に記入の上、データと共に提出締切日までに部会に提出にするものとする。
- (2) 原稿の提出締切日は、募集時に定め、部会がこれを受付ける。

5. 原稿の審査

- (1) 部会は、投稿された論文の体裁(内容・形式・記述方法等)が「投稿内規」、「申し合わせ事項」、「執筆要項」等に準拠しているか否かについて審査する。

審査にあたり、部会は執筆者名を伏せたうえで当該論文を学内の研究者に見せ、意見を聞くことができる。
- (2) 部会は、審査の結果に基づき、筆頭執筆者に対して論文の訂正を求め、又問い合わせを行い、書面による回答を求めることができる。
- (3) 投稿された論文の採否及び掲載の順序は、部会が決定する。
- (4) 受理された論文の訂正は、認めない。但し、部会が認めた場合は、この限りではない。

6. 校正

- (1) 校正は、投稿者の責任において行ない、再校までとする。
- (2) 校正にあたって、ミスプリント以外の訂正は認めない。
- (3) 校正は、赤字で明示し、初校は1週間以内、再校は3日以内に行う。但し、出張などで止むを得ない場合は、部会に連絡するものとする。

7. 別刷

- (1) 別刷りは、論文1編につき30部までは、無料とする。
- (2) 30部を超える部数は、執筆者の負担とする。

8. 著作権

- (1) 部会が編集発行する紀要の編集著作権は、部会に帰属する。
- (2) 紀要に掲載された個々の著作物の著作権は、当該著作物の著作権者に帰属する。
- (3) 紀要に掲載された個々の著作物について、著作権侵害、名誉毀損、又は、その他の紛争が生じた場合は、当該著作物の著作権者の責任において処理する。

9. 電子化

- (1) 紀要は、部会が適正と認めたネットワーク上のウェブサイト、電子メディア等において公開する。
- (2) 投稿者は、論文受理後の確定した内容により、「電子化公開許諾書」を部会に提出するものとする。

10. 雑則

この内規に定めるもののほか、必要な事項は、部会が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 昭和42年7月1日制定の投稿規定は、廃止する。

附 則

この内規は、平成9年11月6日から施行する。

附 則

この内規は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成15年4月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年10月26日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年10月24日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年11月26日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年11月15日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年11月9日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年11月26日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年10月27日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年10月18日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年11月5日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年11月22日から施行する。